

報告事項

- 令和4年4月中の苦情申出受理件数 ～ 公安委員会0件、警察3件
- 令和4年の苦情申出総受理件数 ～ 公安委員会4件、警察9件

1 月別苦情申出受理件数

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
公安委員会	件数	2	1	1	0									4
	前年比	+2	±0	-1	-1									±0
警察	件数	2	3	1	3									9
	前年比	+1	±0	-8	+1									-6

2 苦情内容別受理・処理件数

内 容	公安委員会				警 察			
	4月		累計		4月		累計	
	受理	処理	受理	処理	受理	処理	受理	処理
遺失・拾得届								
窓口・電話対応								1 (1)
各種保護								
職務質問・検問								
110番対応・臨場								
各種相談		1 (1)		1 (1)			1	2 (1)
少年補導								
被害届等								1 (1)
告訴・告発					1		1	
捜査(逮捕、取調等)		1	2	4 (2)	1	2	4	7 (5)
交通指導取締り			1	1	1		3	1
交通事故処理			1					2 (2)
その他				1 (1)				1 (1)
合 計	0	2 (1)	4	7 (4)	3	2 (0)	9	15 (11)

(注) 処理欄の () 内の数字は、前年受理分で内数

報告事項

香川県を被控訴人とする国家賠償法に基づく損害賠償請求控訴事件について、控訴人の過失を7、県側の過失を3とする判決の言渡しがあったので報告する。

1 控訴年月日

令和3年11月2日

2 控訴人

A男

3 被控訴人

香川県（代表者 香川県知事 浜田恵造）

4 控訴の趣旨

訴訟人は、緊急走行中のパトカーとの交通事故に関し、無過失である旨を主張して高松簡易裁判所に提訴したが、その判決で控訴人の過失が8とされたことを不服として、原判決の控訴人の敗訴部分の取消し等を求めて控訴したものである。

5 判決

(1) 判決言渡年月日

令和4年5月12日（高松地方裁判所）

(2) 主文

- ① 控訴人の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- ② 被控訴人は、控訴人に対し、13万2,900円及びこれに対する令和元年7月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- ③ 控訴人は、被控訴人に対し、12万8,111円及びこれに対する令和元年7月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- ④ 控訴人のその余の本訴請求及び被控訴人のその余の反訴請求をいずれも棄却する。
- ⑤ 訴訟費用は、1、2審とも、本訴反訴を通じてこれを10分し、その3を被控訴人の負担として、その余は控訴人の負担とする。
- ⑥ この判決は、2項及び3項に限り、仮に執行することができる。

報告事項

公安委員会の交通規制（専決分）については、

- 三豊市立みとよ市民病院の開院に伴う横断歩道の新設
- 道路供用に伴う一時停止の新設

等の31か所（区間）を実施する。

1 交通規制の総括

交通規制の新設・変更・廃止 [合計 31 か所（区間）]

規制種別	新設	変更	廃止	規制種別	新設	変更	廃止
横断歩道	3	8	2	自転車歩道通行可	0	1	0
二段停止線	0	0	1	自転車横断帯	0	4	9
原付小回り右折	0	0	1	計	5	13	13
一時停止	2	0	0				

2 主な交通規制

(1) 横断歩道の新設 3か所

- ア 三豊市詫間町 三豊市立みとよ市民病院先
- イ 丸亀市郡家町 誠心こども園先
- ウ 丸亀市新田町 丸亀総合運動公園多目的広場進入道路

(2) 一時停止規制の新設 2か所

- ア 丸亀市新田町 丸亀総合運動公園多目的広場進入道路
- イ 三豊市山本町 三豊市道